

大町町老人福祉センター
指定管理者募集要項

令和3年1月

大 町 町

大町町老人福祉センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

平成15年の地方自治法の改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴い、民間事業者などの法人や団体についても、管理委託させることができるようになりました。

大町町としても、サービスの質の向上や効率的な施設運営を図るため、当該施設の管理運営を行なう指定管理者を募集するものです。

2 施設の概要

- (1) 名称 大町町老人福祉センター
- (2) 所在地 杵島郡大町町大字福母 2431 番地 28
- (3) 施設概要

ア 設置目的

老人に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とします。

イ 施設規模及び内容

敷地全体面積 3,487 m²

・建物 RC2 階建て 延べ床面積 643 m²

主な部屋	事務室	29.76 m ²
	研修室	30.24 m ² (17 畳 2 部屋)
	小会議室	14.04 m ² (6 畳 2 部屋)
	娯楽室	50.40 m ² (28 畳 2 部屋)

・公園跡地

・駐車場

ウ 利用時間及び休館日

利用時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分

休館日 毎週日曜日、国民の祝日及び休日並びに 8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

指定期間は、議会の議決を経て決定されます。

なお、管理を継続することが適当ではないと認められるときは、指定期間内であっても指定を取り消す場合があります。

4 指定管理者が行なう業務

- (1) 施設の管理に係る業務
 - ア 施設及び付属施設の維持管理及び修繕
 - イ 建物及び敷地内の清掃
- (2) 施設の運営に係る業務
 - ア 施設の予約及び利用の許可業務
 - イ 施設で行なう事業の実施に関する業務
- (3) その他の業務
 - ア 事業計画書及び事業報告書の作成
 - イ 施設内の秩序の維持
 - ウ その他の業務の実施に係る事務

5 管理料

- (1) 年間管理料 5,000,000 円
これは、参考となる金額です。具体的には、年度毎に町と指定管理者で協議を行い、協定書において定めます。
- (2) 管理料の支払
会計年度ごとに支払います。
なお、金額、支払時期及び方法は、協定書において定めます。
- (3) その他について
施設の管理運営に伴い発生する収入（自動販売機等使用料）については、指定管理者の収入とすることとします。

6 応募資格

- (1) 応募者
 - ア 法人その他の団体（個人での応募は不可）
 - イ 複数の団体により構成されるグループ
この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めてください。
また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は原則として認めません。
- (2) 応募者の制限
次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当する団体等
 - イ 国税及び地方税を滞納している団体
 - ウ 団体等の代表者が税を滞納している団体等
 - エ 団体等の代表者が指定暴力団の構成員その他集团的に、又は常習的に暴力

- 的 不法行為その他の違法行為を行なう恐れがある団体又は指定管理者として社会通念上ふさわしくない団体
- オ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体等
- カ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがある団体等
- キ 大町町指名停止基準に基づく指名停止期間中の団体等

7 募集要項及び業務仕様書（以下「募集要項等」という。）の配付

- (1) 配付期間 令和3年1月8日（金）～令和3年1月18日（月）
（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。）
- (2) 配付時間 午前9時～午後5時
- (3) 配付場所 「13 問合せ先」で配付します

8 募集要項等に関する質問の受付、回答

- (1) 募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。
 - ア 受付期間 令和3年1月19日（火）～令和3年1月26日（火）
（ただし、土・日曜日は除く。）
 - イ 受付時間 午前9時～午後5時
 - ウ 提出方法 別紙質問書により提出してください。電話による質問は受け付けません
- (2) 募集要項等に関する質問の回答
質問に対する回答は、質問を提出した事業者へ書面又は FAX にて行ないます。

9 応募書類の受付

- 応募書類は次のとおり受け付けます。
 - (1) 受付期間 令和3年1月27日（水）～令和3年2月3日（水）
（ただし、土・日曜日は除く。）
 - (2) 受付時間 午前9時～午後5時
 - (3) 提出方法 持参、郵送のいずれかにより受付期間内に必着するように提出してください
 - (4) 提出先 「13 問合せ先」へ提出してください。

10 提出書類

応募時に次の書類を提出してください。また、提出書類は、A4 版縦型として提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号） 1部

グループによる応募の場合は、代表構成団体及び構成団体が指定管理者申請書を提出するとともに、共同事業体協定書、委任状及び共同事業体連絡先一覧を提出してください。

(2) 事業者に関する書類 2部 (原本1部、写し1部)

ア 団体の概要

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、過去3か年の法人納税証明書及び消費税納税証明書、貸借対照表、損益計算書、人員表(各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイト))

(3) 事業計画書 5部

(4) 収支計画書 5部

11 応募に関する留意事項

- (1) 応募1団体(グループ)につき、応募は1件とします(複数の応募は不可)。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (6) 応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- (7) 団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、指定管理者の選定後、事業内容を公表する場合、その他町長が必要と認めるときには、大町町が提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。

12 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に公表します。

13 問合せ先

大町町役場 福祉課 高齢者支援係

〒849-2101 杵島郡大町町大字大町 5000 番地

総合福祉保健センター“美郷”内

電話 0952-82-3187、FAX 0952-82-3060

令和 年 月 日

質 問 書

申請者 住 所
団体名
代表者 ⑩
電 話 — —

大町町老人福祉センター指定管理者募集要項又は業務仕様書の内容について、次のとおり質問します。

区 分	募集要項 ・ 業務仕様書 (該当する方を○で囲む)
質問の項目 (ページ及び項目番号も記載)	
質問の内容	